

提出議案説明資料目次

令和元年6月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第25号 専決処分の承認を求めることについて	1 ~ 3
2	新旧対照表及び勤務条件等一覧表	議案第27号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5 ~ 41
3	新旧対照表	議案第28号 箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について	43 ~ 71
4	新旧対照表	議案第29号 箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73 ~ 75
5	新旧対照表	議案第30号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	77 ~ 81
6	入札調書及び図面	議案第32号 工事請負契約の締結について	82 ~ 86
7	見積合せ調書及び図面	議案第33号 工事請負契約の締結について	87 ~ 91
8	入札調書及び図面	議案第34号 工事請負契約の締結について	92 ~ 97
9	入札調書等及び図面	議案第35号 工事請負契約の締結について	98 ~ 107
10	入札調書、諸元表及び四面図	議案第36号 物件供給契約の締結について	108 ~ 110
11	入札調書、諸元表及び四面図	議案第37号 物件供給契約の締結について	111 ~ 113

新旧对照表

箱根町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（保険料率）

第5条（略）

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,550円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,550円」とあるのは、「42,480円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,550円」とあるのは、「51,330円」と読み替えるものとする。

旧（改正前）

（保険料率）
第5条（略）

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,860円とする。

新旧对照表

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員定数条例の一部改正）（第1条関係）
（定義）

第1条 この条例で「職員」とは、町長、公営企業、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）（第2条関係）
（職員の派遣）

第2条（略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2)（略）

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4)・(5)（略）

3（略）

（箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）（第3条関係）
（給与条例の適用除外等）

第7条（略）

2・3（略）

4 短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用については、勤務時間条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」と、勤務時間条例第2条第3項中「31時間」とあるのは「37時間30分」とする。

（箱根町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）（第4条関係）

（降任、免職及び休職の手続き）

第2条（略）

2（略）

（休職の効果）

第3条 法第28条第2項第1号の規定する場合における休職の期間は、3年を

旧（改正前）

（定義）

第1条 この条例で「職員」とは、町長、公営企業、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に常時勤務する職員（副町長、教育長並びに一定期間を定めて臨時に雇用する者を除く。）をいう。

（職員の派遣）

第2条 （略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) （略）

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4)・(5) （略）

3 （略）

（給与条例の適用除外等）

第7条 （略）

2・3 （略）

4 短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用については、勤務時間条例の規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年箱根町条例第9号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（降任の事由）

第2条 任命権者は、職員が次の各号の1に該当する場合には、その意に反してこれを降任することができる。

(1) 勤務能率が低下した場合

(2) 前号に規定する場合のほか、その必要な適格性を欠く場合

（降任、免職及び休職の手続き）

第3条 （略）

2 （略）

（休職の効果）

第4条 法第28条第2項第1号の規定する場合における休職の期間は、3年を

新（改正後）

超えない範囲内において休養を要する程度等に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2・3（略）

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条（略）

2（略）

（この条例の実施に関し必要な事項）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）（第5条関係）
（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号に該当する職員については、報酬）から減ずるものとする。

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）（第6条関係）
（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2～4（略）

5 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり37時間30分までの範囲内で任命権者が定める。

6（略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

旧（改正前）

こえない範囲内において休養を要する程度等に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2・3（略）

第5条（略）

2（略）

（この条例の実施に関し必要な事項）

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、町規則で定める。

（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、給料の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2～4（略）

5（略）

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

新（改正後）

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上）の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）第2条の2に定める者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)・(2)（略）

2・3（略）

（時間外勤務代休時間）

第8条の4 任命権者は、箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第10条第4項の規定により時間外勤務手当（会計年度任用職員にあつては、箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年箱根町条例第2号）第11条の規定による時間外勤務に係る報酬。以下この項において同じ。）を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）第2条の2に定める者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)・(2)（略）

2・3（略）

（時間外勤務代休時間）

第8条の4 任命権者は、箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第10条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

新（改正後）

間の全部又は一部を指定することができる。

（年次休暇）

第12条（略）

(1)～(3)（略）

2 前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し1年度につき20日を超えない範囲内で規則で定める。

3（略）

4（略）

（短期介護休暇）

第14条の3 短期介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上見込まれる者で、かつ、現に6月以上引き続いて勤務しているものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているもの（介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2（略）

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員（会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、現に1年以上引き続いて勤務しているものに限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の1部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（年次休暇）

第12条（略）

(1)～(3)（略）

2（略）

3（略）

（短期介護休暇）

第14条の3 短期介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2（略）

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の1部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

新（改正後）

2（略）

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）（第7条関係）
（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2)（略）

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ）（略）

イ（略）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2)（略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、

2（略）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2)（略）

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き
在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（ウ）（略）

イ（略）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2)（略）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、

新（改正後）

当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ（略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2)（略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7)（略）

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条（略）

2 箱根町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)（略）

旧（改正前）

当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
ア・イ（略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2)（略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7)（略）

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条（略）

2 箱根町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)（略）

新（改正後）

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続いて在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ（略）

（部分休業の承認）

第18条（略）

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）（第8条関係）

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11)（略）

（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（第9条関係）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等（第2条－第4条）

第3章 会計年度任用職員の報酬等（第5条－第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

旧（改正前）

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ（略）

（部分休業の承認）

第18条（略）

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11)（略）

新（改正後）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(28) 略

(29) 箱根町営住宅入居者選考委員

(30) 箱根町地震災害警戒本部員

(31) 箱根町環境審議会委員

(32) 箱根町下水道運営協議会委員

(33) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員

(34) 箱根町国民保護協議会委員

(35) 箱根町子ども・子育て会議委員

(36) 箱根町廃棄物減量等推進審議会

(37) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員

(38) 前各号に掲げるもののほか、法律又は条例に基づく附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の特別職職員

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等

（報酬の額）

第2条 前条各号に掲げる者の報酬は、別表第1により支給する。

（費用弁償の額）

第3条 第1条各号に掲げる者が、職務のため町外に旅行したときは、費用弁償を支給し、その額は箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の例による。

2 第1条各号に掲げる者が、町内で開催される会議等に出席するため交通機関を利用した場合は、その料金の実費を支給する。

（費用弁償の支給方法）

第4条 費用弁償の支給方法については、箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号。以下「旅費条例」という。）の例による。

第3章 会計年度任用職員の報酬等

（会計年度任用職員の報酬等）

第5条 会計年度任用職員に対し、第9条から第13条に規定する報酬及び第18条に規定する期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

2 報酬等は会計年度任用職員からの申出に基づき、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

（会計年度任用職員の報酬等からの控除）

第6条 次に掲げるものは、会計年度任用職員に報酬等を支給する際、会計年

旧（改正前）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の職員に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(28) (略)

- (29) 箱根町青少年指導員
- (30) 箱根町営住宅入居者選考委員
- (31) 箱根町地震災害警戒本部員
- (32) 箱根町環境審議会委員
- (33) 箱根町下水道運営協議会委員
- (34) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員
- (35) 箱根町国民保護協議会委員
- (36) 箱根町子ども・子育て会議委員
- (37) 箱根町廃棄物減量等推進審議会
- (38) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員
- (39) 前各号以外の非常勤の職員

（報酬の額）

第2条 前条各号に掲げる者の報酬は、別表により支給する。

（費用弁償の額）

第3条 第1条各号に掲げる者が、職務のため町外に旅行したときは、費用弁償を支給し、その額は箱根町議会議員の例による。ただし、第39号に掲げる者については、箱根町職員の旅費に関する条例の例による。

2 第1条第1号から第38号までに掲げる者が、町内で開催される会議等に出席するため交通機関を利用した場合は、その料金の実費を支給する。

（費用弁償の支給方法）

第4条 費用弁償の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

新（改正後）

度任用職員からの申出に基づき、その報酬等から控除することができる。

(1) 駐車場使用料（町又は指定団体に支払うべきものに限る。）

(2) その他町長が適当と認めるもの

（基準月額表）

第7条 会計年度任用職員の報酬の基準月額表は、別表第2のとおりとする。

（会計年度任用職員の号給）

第8条 会計年度任用職員となった者の号給は、町長が別に定める基準に従い任命権者が決定する。

（基本報酬）

第9条 日額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 時間で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第10条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号。以下「給与条例」という。）第8条に規定する業務に従事することを命ぜられた会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第11条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に

旧（改正前）

新（改正後）

は、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第12条 箱根町職員の勤務時間及び休暇に関する条例（平成7年箱根町条例第2号）第9条に規定する休日（以下「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。（夜間勤務に係る報酬）

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。（会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第14条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額による報酬 第9条第1項の規定により計算して得た額を当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による報酬 第9条第2項の規定により計算して得た額（報酬の減額）

第15条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日であ

旧（改正前）

新（改正後）

る場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する

（報酬の端数処理）

第16条 第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（報酬の支給）

第17条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて町長が定める期日に支給する。

（期末手当）

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

（通勤に係る費用弁償）

第19条 会計年度任用職員が給与条例第7条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第7条の4第1項第1号に該当する者 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（

旧（改正前）

新（改正後）

以下この号において「経済的な経路」という。）により算出したその者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額と、経済的な経路から算出した1日の運賃の実費に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額のいずれか低廉な額。ただし、任用期間が1月を超える場合で、経済的な経路により算出したその者の6月（任用期間等特別の理由により6月とすることが適当でない場合は、その期間）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）が、同一期間における各月の出勤見込み日数から算出した運賃等の額の合計に満たないと見込まれるときは、運賃等相当額

(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額

ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 355円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 500円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 645円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 790円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 935円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1,080円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1,220円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 1,310円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 1,400円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 1,490円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,580円

(3) 給与条例第7条の4第1項第3号に該当する者 運賃の実費及び使用距離の区分に応じ、前2号に定める額のいずれかのものの合計額

3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第7条の4第5項から第8項までの規定の例による。

旧（改正前）

新（改正後）

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第20条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、旅費条例の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第3条に規定する給料表の1級の職務とする。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)
箱根町都市計画審議会委員	同 8,000 円
箱根町町営住宅入居者選考委員	同 8,000 円
(略)	(略)

別表第2(第7条関係)

基準月額表

号給	報酬月額
1	144,100
2	145,200
3	146,400
4	147,500
5	148,600
6	149,700
7	150,800
8	151,900
9	153,000
10	154,400
11	155,700
12	157,000
13	158,300
14	159,800
15	161,300
16	162,900
17	164,200
18	165,700
19	167,200
20	168,700
21	170,100

旧（改正前）

別表（第2条関係）

職名	報酬額
（略）	（略）
箱根町都市計画審議会委員	同 8,000 円
箱根町青少年指導員	同 8,000 円
箱根町町営住宅入居者選考委員	同 8,000 円
（略）	（略）

新（改正後）

<u>22</u>	<u>172,800</u>
<u>23</u>	<u>175,400</u>
<u>24</u>	<u>178,000</u>
<u>25</u>	<u>180,700</u>
<u>26</u>	<u>182,400</u>
<u>27</u>	<u>184,000</u>
<u>28</u>	<u>185,700</u>
<u>29</u>	<u>187,200</u>
<u>30</u>	<u>188,900</u>
<u>31</u>	<u>190,700</u>
<u>32</u>	<u>192,400</u>
<u>33</u>	<u>194,000</u>
<u>34</u>	<u>195,400</u>
<u>35</u>	<u>196,900</u>
<u>36</u>	<u>198,400</u>
<u>37</u>	<u>199,700</u>
<u>38</u>	<u>201,000</u>
<u>39</u>	<u>202,200</u>
<u>40</u>	<u>203,500</u>
<u>41</u>	<u>204,800</u>
<u>42</u>	<u>206,100</u>
<u>43</u>	<u>207,400</u>
<u>44</u>	<u>208,700</u>
<u>45</u>	<u>209,800</u>
<u>46</u>	<u>211,100</u>
<u>47</u>	<u>212,400</u>
<u>48</u>	<u>213,700</u>
<u>49</u>	<u>214,800</u>
<u>50</u>	<u>215,900</u>
<u>51</u>	<u>216,900</u>
<u>52</u>	<u>218,000</u>
<u>53</u>	<u>219,100</u>
<u>54</u>	<u>220,100</u>
<u>55</u>	<u>221,000</u>
<u>56</u>	<u>222,000</u>
<u>57</u>	<u>222,400</u>
<u>58</u>	<u>223,300</u>
<u>59</u>	<u>224,100</u>
<u>60</u>	<u>224,900</u>
<u>61</u>	<u>225,600</u>

旧（改正前）

新（改正後）

<u>62</u>	<u>226,600</u>
<u>63</u>	<u>227,400</u>
<u>64</u>	<u>228,300</u>
<u>65</u>	<u>229,000</u>
<u>66</u>	<u>229,800</u>
<u>67</u>	<u>230,700</u>
<u>68</u>	<u>231,700</u>
<u>69</u>	<u>232,400</u>
<u>70</u>	<u>233,100</u>
<u>71</u>	<u>233,700</u>
<u>72</u>	<u>234,500</u>
<u>73</u>	<u>235,300</u>
<u>74</u>	<u>236,000</u>
<u>75</u>	<u>236,700</u>
<u>76</u>	<u>237,300</u>
<u>77</u>	<u>238,000</u>
<u>78</u>	<u>238,800</u>
<u>79</u>	<u>239,600</u>
<u>80</u>	<u>240,300</u>
<u>81</u>	<u>240,800</u>
<u>82</u>	<u>241,500</u>
<u>83</u>	<u>242,200</u>
<u>84</u>	<u>242,900</u>
<u>85</u>	<u>243,500</u>
<u>86</u>	<u>244,200</u>
<u>87</u>	<u>244,900</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>

（箱根町交通指導隊の設置等に関する条例の一部改正）（第10条関係）
（組織及び定数）

第2条（略）

2（略）

旧（改正前）

（組織及び定数）

第2条（略）

2（略）

3 隊員は、非常勤とする。

（報酬）

第5条 隊員には、別表第1により報酬を支給する。

新（改正後）

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本条例に関し必要な事項は、町長が定める。

（箱根町観光美化パトロール隊の設置等に関する条例の一部改正）（第11条関係）

（任命）

第4条 隊員は、町長が任命する。

旧（改正前）

（費用弁償）

第6条 隊員が交通指導、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表第2に定める額の旅費を支給する。

（公務災害補償）

第7条 隊員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、著しい障害を有する状態となった場合においては、その隊員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和43年箱根町条例第1号）の定めるところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、本条例に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1(第5条関係)

職名	報酬額
隊長	年額 21,000円
副隊長	年額 17,000円
班長	年額 14,000円
隊員	年額 12,000円

別表第2(第6条関係)

鉄道賃	車賃	日当(1回につき)
2 実費	実費	300円

（任命）

第4条 隊員は、非常勤とし、町長が任命する。

（報酬及び費用弁償）

第5条 隊員には、別表による報酬を支給する。

2 隊員が、職務により旅行するときは、費用弁償として箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）を準用し、2級の職務にある者の例により支給する。

（公務災害補償）

第6条 隊員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、著しい障害を有する状態となった場合においては、その隊員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和43年箱根町条例第1号）の定め

新（改正後）

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

旧（改正前）

るところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

別表（第5条関係）

<u>職名</u>	<u>報酬額</u>
<u>班長</u>	<u>年額 63,000円</u>
<u>隊員</u>	<u>年額 57,000円</u>

会計年度任用職員 勤務条件等一覧表

		パートタイム(地公法22条の2第1項第1号)	
			引き続き1年以上任用
任用	条件付採用	1月(1月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)	
	任期	採用日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内	
	更新	採用日の属する会計年度の範囲内で更新可	
	再度の任用	可	
服務	服務の根本基準(地公法第30条)	○	
	服務の宣誓(地公法第31条)	○	
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)	○	
	信用失墜行為の禁止(地公法第33条)	○	
	秘密を守る義務(地公法第34条)	○	
	職務に専念する義務(地公法第35条)	○	
	政治行為の制限(地公法第36条)	○	
	争議行為の禁止(地公法第37条)	○	
	営利企業への従事等の制限(地公法第38条)	—	
分限処分		○	
懲戒処分		○	
給与・手当・旅費	給料	基準月額表から職員の勤務時間に応じた単価設定(基本報酬) ・ 原則 日額	
	時間外勤務手当	正職員と同様に支給(時間外勤務報酬)	
	休日勤務手当	正職員と同様に支給(休日勤務報酬)	
	夜間勤務手当	正職員と同様に支給(夜間勤務報酬)	
	通勤手当	勤務状況に応じて支給(費用弁償)	
	期末手当	支給(期末手当)要件 ・ 週15時間30分勤務以上 ・ 6月以上勤務を目安	支給(期末手当)要件 ・ 週15時間30分勤務以上
	勤勉手当	—	
	退職手当	—	
	特殊勤務手当	正職員と同様に支給(特殊勤務報酬)	
	旅費	正職員に準じて支給(費用弁償)	

勤務時間、休日、休暇等	1週間当たりの通常の勤務時間	週37時間30分以内 ・ 週5日勤務 1日7時間30分以内 ・ 週4日勤務以下 1日7時間45分以内	
	年次休暇	有給(付与日 4月1日) ・ 勤務日数に応じて付与 ・ 繰越あり	
	公民権行使	有給	
	官公署出頭	有給	
	現住居の滅失等	有給	
	被災による出勤困難	有給	
	退勤途上による被災	有給	
	忌引	有給	
	産前・産後休業	無給	
	育児時間	無給	
	子の看護休暇	無給	
	介護休暇	無給	
	介護休業	—	無給
	介護時間	—	無給
	生理日の就業困難	無給	
	妊娠等による障害	無給	
	公務上の傷病	無給	
	私傷病	無給	
	骨髄移植	無給	
	育児休業	—	無給
	育児短時間勤務	—	
	部分休業	—	無給
	所定外勤務の制限	無給	
時間外勤務の制限	無給		
深夜勤務の制限	無給		
職専免	母子保健法による保健指導・健康診査	○	
	母子保健法による保健指導・健康診査結果による指導遵守措置	○	
社会保険等	健康保険・厚生年金	加入要件 ・ 週20時間以上 ・ 月収入8.8万円以上 ・ 任用期間1年以上見込み ・ 学生でないこと	
	雇用保険	加入要件 ・ 週20時間以上 ・ 月11日以上勤務 ・ 任用期間1月以上	
	災害補償	非常勤職員公務災害補償 労働災害補償	
研修及び福利厚生		○	
人事評価		実施	

新旧对照表

箱根町町税条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
(箱根町町税条例の一部改正) (第1条関係)	
附 則	
(平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に関する特例)	
7	平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
8	法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
10	法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)

旧（改正前）

附 則

（平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の町民税に関する特例）

- 7 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第 10 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする。

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)（略）

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)（略）

新（改正後）

（固定資産税の課税標準の特例）

11～13（略）

14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

15 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

16 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

17 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

18 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

19 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12 分の 7 とする。

20 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12 分の 7 とする。

21 法附則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

22 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

23 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合は、零とする。

（検討）

30 町長は、附則第 27 項から前項までの規定について、令和元年度以降 5 年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

旧（改正前）

（固定資産税の課税標準の特例）

11～13（略）

14 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

15 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

17 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

18 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

19 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12 分の 7 とする。

20 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12 分の 7 とする。

21 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

22 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

23 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 46 項に規定する条例で定める割合は、零とする。

（検討）

30 町長は、附則第 27 項から前項までの規定について、平成 31 年度以降 5 年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新（改正後）

（軽自動車税の税率の特例）

31 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第 29 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

旧（改正前）

（軽自動車税の税率の特例）

- 31 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以
下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 29 条の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（平成 29 年度分の軽自動車税の税率の特例）

- 32 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第
29 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3
月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自
動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 33 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソ
リンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第 36 項及び附則
第 37 項において同じ。)に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自
動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

新（改正後）

（平成 30 年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例）

32 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧（改正前）

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

34 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

35 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新（改正後）

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

33 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

34 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新（改正後）

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(第2条関係)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第45項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第28条の4の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

35 (略)

36 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

37 県知事は、当分の間、附則第35項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第41項の規定により読み替えられた第28条の5第1項の納期限(納期限の延

旧（改正前）

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

34（略）

新（改正後）

長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

38 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

39（略）

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

40（略）

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

41（略）

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

42（略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

43（略）

44（略）

45 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 28 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

35（略）

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

36（略）

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

37（略）

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

38（略）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

39（略）

40（略）

新（改正後）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

46（略）

（令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の税率の特例）

47 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

48 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円

旧（改正前）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

41（略）

新（改正後）

	5,000 円	2,500 円
--	---------	---------

49 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

50 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が付則第 47 項から前項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

51 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 30 条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請

旧（改正前）

新（改正後）

をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 31 条及び第 32 条又は第 43 条第 1 項第 4 号の規定を除く。）を適用する。

52 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）（第 3 条関係）

附 則

13 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る箱根町町税条例第 29 条及び附則第 46 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 46 項	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条

附 則

- 13 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る箱根町町税条例第 29 条及び附則第 41 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 41 項	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条

新（改正後）

附則第 46 項の表第 2 号 ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 46 項の表第 2 号 ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 46 項の表第 2 号 ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

（箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）（第 4 条関係）

（箱根町町税条例の一部改正）（第 1 条関係）

附則第 31 項を削る。

旧（改正前）

附則第 41 項の表第 2 号 ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 41 項の表第 2 号 ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 41 項の表第 2 号 ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

（箱根町町税条例の一部改正）（第 1 条関係）

附則第 31 項を削る。

附則第 32 項中「初回車両番号指定」を「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」に改め、同項を附則第 31 項とする。

附則第 33 項中「附則第 36 項及び附則第 37 項」を「附則第 35 項及び附則第 3

新（改正後）

附則第 32 項中「平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定」を「平成 30 年 3 月 31 日までの間に最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」に改め、同項を附則第 31 項とし、附則第 33 項を附則第 32 項とし、附則第 34 項を附則第 33 項とし、附則に次の 8 項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

34 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 5 条から第 9 条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

35 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

36 町長は、当分の間、第 28 条の 6 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

37 第 28 条の 5 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

38 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

39 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 28 条の 4 の規定の適用について

旧（改正前）

6 項」に改め、同項を附則第 32 項とし、附則第 34 項を附則第 33 項とする。

附則第 35 項中「附則第 32 項」を「附則第 31 項」に改め、同項を附則第 34 項とする。

附則第 36 項中「附則第 33 項」を「附則第 32 項」に改め、同項を附則第 35 項とする。

附則第 37 項中「附則第 34 項」を「附則第 33 項」に改め、同項を附則第 36 項とし、附則に次の 8 項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

37 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 5 条から第 9 条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

38 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

39 町長は、当分の間、第 28 条の 6 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

40 第 28 条の 5 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

41 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

42 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 28 条の 4 の規定の適用については、

新（改正後）

は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 40 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 41 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度
以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正) (第2条関係)

附則第13項中「3輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税」を「3輪
以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割」に、「附則第24項の規定」
を「附則第41項の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第29条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

旧（改正前）

当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 43 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

- 44 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）（第2条関係）

附則第13項中「3輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税」を「3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割」に、「附則第24項の規定」を「附則第44項の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第29条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

新（改正後）

新（改正後）		
<u>附則第 41 項</u>	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条
<u>附則第 41 項</u> の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)
		3,900 円 3,100 円
<u>附則第 41 項</u> の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a
		6,900 円 5,500 円
		10,800 円 7,200 円
<u>附則第 41 項</u> の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b
		3,800 円 3,000 円
		5,000 円 4,000 円

旧（改正前）

附則第 44 項	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条	
附則第 44 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)	
		3,900 円	3,100 円
附則第 44 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a	
		6,900 円	5,500 円
		10,800 円	7,200 円
附則第 44 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b	
		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円

新旧对照表

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

旧（改正前）

（利率）

第14条 災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

新旧对照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

目次

第 1 章～第 5 章（略）

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理(第 42 条の 2・第 42 条の 3)

第 5 章の 3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第 42 条の 4）

第 6 章・第 7 章（略）

附則

（避雷設備）

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 （略）

（設置の免除）

第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。

(1) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(2)～(5) （略）

(6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(7) （略）

第 5 章の 3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 42 条の 4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこ

旧（改正前）

目次

第1章～第5章（略）

第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)

第6章・第7章（略）

附則

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2 （略）

（設置の免除）

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(2)～(5) （略）

(6) （略）

新（改正後）

れに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

(4)～(14) (略)

（火を使用する設備等の設置の届出）

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の 2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以下の厨房設備

(4)～(14) (略)